

みやこのじょう こころのライン相談事業業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の目的

全国の小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和7年（暫定値）では532人と最多で、令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」ことが重点施策として挙げられている。令和元年から39歳以下の自殺者が増加傾向にあり、児童・生徒に対する自殺対策の重要性が再認識された。県全体では、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は全国で11番目（九州では1番目）に高く、厳しい状況が続いており、本市においても若年層の自殺対策の推進は重要な課題となっている。

そこで、若い世代が相談手段の1つとして利用しやすいSNS（LINE及びWeb）を活用した相談窓口を設置することで、より身近な相談支援体制の充実を図り、自殺の未然防止を目指す。

2 業務の概要

- (1) 名称 みやこのじょう こころのライン相談事業業務委託
- (2) 内容 別紙「みやこのじょう こころのライン相談事業業務委託技術提案仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和8年7月中旬頃から令和9年3月31日まで
※なお、相談業務の実施期間は令和8年9月10日～16日、令和9年3月1日～令和9年3月31日までとする。
- (4) 提案上限額 4,012,580円（消費税及び地方消費税相当額364,780円を含む。）

3 プロポーザル方式を採用する理由

本事業の目的を達成するためには、価格のみならず専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受け、その評価をもって、受託候補者を選定する必要があるため。

4 業務スケジュール（予定）

内 容	日 程
選定委員会発足（審査方法並びに評価項目及び評価視点の決定）	令和8年5月13日（水）
公告日	令和8年5月15日（金）
参加表明書の受付	令和8年5月15日（金）から6月2日（火）まで
質疑の受付	令和8年5月15日（金）から5月22日（金）正午まで
参加資格要件の審査通知	令和8年6月10日（水）
技術提案書提出要請書等の送付	令和8年6月10日（水）
質疑への回答	令和8年6月10日（水）16時まで随時
技術提案書受付期間	令和8年6月10日（水）から6月23日（火）まで
プレゼンテーションの実施	令和8年6月29日（月）（予定）

プレゼンテーション等による優先交渉者の 選定・通知	令和8年7月1日（水）（予定）
契約締結日	令和8年7月中旬（予定）

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

5 指名型か公募型かの別

実績を有する事業者から広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

6 参加資格要件

提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (3) 都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国及び地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去5年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。
- (7) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された管理システム（ISMS、BS7799、ISO/IEC27001またはプライバシーマーク等）を有し、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

7 技術提案書の作成要領

(1) 作成要領

別紙1「技術提案書の作成要領」参照

(2) 内容についての質問の受付及び回答

- ア 受付期間：令和8年5月15日（金）から5月22日（金）正午まで
- イ 受付方法：質問書（様式第10号）を電子メール又はFAXにより提出すること。
- ウ 提出先：「12 応募・問合せ先」と同じ。
- エ 回答方法：令和8年6月10日（水）16時までに、参加資格要件を満たした全ての事業者にもメールで送付する。

8 提出書類等

(1) 参加表明書

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式第3号）
- (イ) 事業者概要（任意様式 事業概要及び事業実績が分かるパンフレット等）
- (ウ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(エ) ①法人の場合：役員等名簿(入札参加事業者等確認書)兼同意書(都城市暴力団排除条例施行規則様式第1号)及び誓約書(都城市暴力団排除条例施行規則様式第6号)

②個人の場合：誓約書兼同意書(同規則様式第2号)(個人の場合)

(オ) 印鑑証明書

(カ) 決算報告書(直近1年分)

(キ) 納税証明書(直近1年分)

a 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書(最寄の税務署で発行)

b 都城市税の滞納のない証明書(都城市内に本店又は営業所を有する法人等の場合)

※登記事項証明書ほか各種証明書は、提出日から遡り3か月以内に発行されたものに限る。

※(ウ)から(キ)までについては、本市の競争入札参加有資格事業者名簿に登録されている場合は省略できる。

イ 提出期間

令和8年5月15日(金)から令和8年6月2日(火)まで

ウ 受付時間

午前9時から午後4時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日は除く日(以下「平日」という。)とします。

エ 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

1部

カ 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和8年6月10日(水)に通知する。

キ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

(ア) 提出書類

辞退届(様式第9号)

(イ) 提出期限

令和8年6月23日(火)まで

(ウ) 受付時間

平日午前9時から午後4時30分まで

(エ) 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

(2) 技術提案書

ア 提出書類

(ア) 技術提案書等提出書(様式第5号)

(イ) 会社概要(様式第6号)

(ウ) 業務実績(様式第7号)

(エ) 業務実施体制(任意様式)

(オ) 技術提案書 (任意様式)

(カ) 見積書 (様式第 8 号)

イ 提出期間

令和 8 年 6 月 10 日 (水) から 6 月 23 日 (火) まで

ウ 受付時間

平日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

エ 提出方法

持参又は書留郵便により、「12 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

正本 1 部、副本 6 部 (副本は複写でも可)

※副本については、会社名や会社を特定される部分を消して作成すること。

9 審査方法

(1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱 (平成 24 年度告示第 254 号。以下「プロポーザル要綱」という。) 第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、みやこのじょう ころのライン相談事業業務委託事業者選定委員会を設置する。委員は、庁内の関係部課長等 6 人 (福祉部長、障がい福祉課長、情報政策課長、健康課長、こども家庭課長、学校教育課長) で組織する。

(2) 審査方法

「みやこのじょう ころのライン相談事業業務委託」事業者選定委員会 (以下「委員会」という。) において、提出書類及びプレゼンテーションについて総合的に審査し、最も優れていると認められる者を 1 者選定する。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次の合計点数の高かった者から順に交渉を行う。

合計点数が同一の参加事業者が複数いた場合には、選定委員の協議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣をつけ、順位を決定するものとする。

技術提案書及び見積書の内容について、オンライン形式でプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(ア) 日程

令和 8 年 6 月 29 日 (月) (予定) (日程については別途連絡する。)

(イ) 実施時間

1 者 20 分以内 (その後、10 分間のヒアリングを実施する。)

(3) 評価項目及び評価基準

別紙 2 「評価項目及び評価基準」のとおり

(4) 審査結果の通知

プロポーザル要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、全ての提案者に対して、様式第 2 号審

査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。

なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を技術提案書において特定し、発注者に指示すること。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉者と発注者の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は都城市財務規則（平成 18 年規則第 65 号）第 119 条 1 項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第 119 条第 2 項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

ア 委託料の支払い方法については、発注者と優先交渉者で協議を行い、決定する。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

11 その他

(1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

ア 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

イ 見積金額が、提案限度額を超えている場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合

(2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) 技術提案書及び見積書は、1 者につき 1 提案に限る。

(4) 提出された技術提案書等は返却しない。

(5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成 18 年条例第 28 号)に基づき対応する。

(6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(7) 技術提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、発注者より質問する場合がある。

- (8) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、発注者から指示があった場合は除く。
- (9) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (10) 参加事業者が1者の場合には、本プロポーザルを中止する場合がある。

12 応募・問合せ先

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町6街区21号

【 都城市福祉部障がい福祉課 精神保健福祉・自殺対策担当 】

電 話 0986-36-8715 (直通)

F A X 0986-24-1188

E-mail shogai Fukushi@city.miyakonojo.miyazaki.jp